

令和2年度大田区食品衛生監視指導の実施結果

食品衛生法第24条の規定及び〔食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針〕（平成15年度厚生労働省告示第301号）に基づき、食中毒などの健康被害を防止し区民の健康を守るため、「令和2年度大田区食品衛生監視指導計画」を令和2年2月に策定した。

この計画に基づき、令和2年度に行った監視指導の実施結果を下記のとおり取りまとめたので、同法に基づき公表する。

記

1 主な監視指導事業

(1) 食中毒対策

統計的に食中毒が多い生食食肉提供施設などの業種、食中毒が発生した場合に患者数が大規模になるおそれのある仕出し屋や集団給食などの業種、また、違反食品の排除などのため重点的に監視指導する施設を重点監視施設とし、立入回数を定めて監視指導を実施した。

また、食中毒を疑う通報を受けた際は、東京都や関係自治体と連携して、施設及び患者などの調査を実施し、被害の拡大防止、原因究明及び再発防止に努めた。

(2) 流通食品等における対策

食品製造業者に対し、原材料及び期限表示の管理、食品添加物の適正な使用などについて監視指導するとともに、流通品の収去検査を行い、違反食品の発見及び摘発に努めた。また、輸入食品についても同様に、収去検査や輸入者への指導を行った。

(3) 食品の適正表示対策

食品添加物、アレルギー、遺伝子組み換え食品などの食品表示法における衛生事項について、適正表示の徹底を図るため、監視指導を実施した。

2 違反食品、不良食品などへの対応及び行政処分

(1) 違反及び不良食品などへの対応

立入検査及び収去検査によって違反及び不良食品などを発見した場合は、以下のような措置を行った。また、原因が他の自治体に係る場合や、

他自治体からの依頼調査があった場合は、関係機関と連携の上、対応した。

ア 違反及び不良食品への対応

収去検査の結果、表示にない添加物を検出（食品表示法第5条違反）した食品が2品目あったため、輸入者を管轄する自治体に通報する、販売店に対し残品を販売しないよう指導する等で対応した。また、不良食品（大田区細菌指導基準を超える食品）は31品目あったため、汚染原因を究明し、再発防止の指導を行った。

イ 苦情対策

食品への異物混入や腐敗などに関する区民からの通報に対して、26件の調査を行った。施設に立ち入り、原因の究明、改善指導など必要な措置を行い、再発防止に努めた。

(2) 不利益処分及び違反等の公表

不利益処分は食中毒1件に対して実施した。また、食品衛生上の危害の状況などを明らかにするため、法第63条の規定に基づき、違反者の名称、施設名、違反内容など、期間を定めて区ホームページで公表した。

(3) 自主回収品への対応

東京都食品安全条例の規定に基づく、特定事業者からの食品の自主回収報告は、1件だった。これらに対し、回収状況及び回収後の廃棄などの確認を東京都と連携して行った。

3 食品等事業者による自主的な衛生管理の推進

食品等事業者に対して、監視時や衛生講習会において「HACCPに沿った衛生管理」やHACCPに関する国際規格などを周知した。監視の際には、自主管理の進捗度合いの評価やその施設に見合った具体的な助言を行うなどし、自主管理の推進を図った。

また、一般社団法人東京都食品衛生協会の自治指導員を通じて、自主的な衛生管理に関する情報及び技術を食品等事業者に提供した。

4 区民・事業者・行政間の情報及び意見の交換（リスクコミュニケーション）

(1) 情報提供及び普及啓発

食の安全に関する健康危害情報や食中毒多発期の注意喚起を、広報誌、

ホームページ、保健所メールなどにより情報提供した。また、衛生講習会、パネル展を実施し、区民への食品衛生知識の普及に努めた。

(2) リスクコミュニケーションの機会の確保

例年、食の安全・安心の確保のため、消費者、食品等事業者、行政の三者が情報の共有化を図り、相互に理解し合うために意見交換会を実施している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、実施していない。

また、「令和2年度大田区食品衛生監視指導計画」の策定に際し、パブリックコメントを実施した。

5 事業実績

令和2年度の事業実績（数値）については別添のとおり。

大田区保健所生活衛生課食品衛生担当
〒143-0015 大田区大森西1-12-1 大森地域庁舎6階
電話 5764-0697 F A X 5764-0711

表1 食品衛生法に基づく許可業種別施設数と監視指導件数

業種	施設数	新規	更新	廃業	監視件数
30年度	12,949	1,180	1,080	1,153	10,764
31(元)年度	12,800	1,033	1,117	1,182	12,123
2年度	12,675	1,153	1,386	1,278	7,164
飲食店営業	7,607	733	844	854	4,804
喫茶店営業	759	53	84	83	203
菓子製造業	913	74	97	76	523
あん類製造業	4	0	1	0	2
アイスクリーム類製造業	97	19	16	7	78
乳製品製造業	13	0	1	0	9
乳類販売業	1,344	72	162	99	486
食肉処理業	40	3	5	7	40
食肉販売業	816	98	73	66	423
食肉製品製造業	14	4	1	0	14
魚介類販売業	795	66	72	65	407
魚肉ねり製品製造業	3	0	0	0	3
食品の冷凍または冷蔵業	104	2	11	5	37
清涼飲料水製造業	3	0	0	0	1
氷雪製造業	1	0	0	4	0
氷雪販売業	10	0	1	1	1
食用油脂製造業	2	1	0	0	1
ソース類製造業	5	0	0	1	1
酒類製造業	1	0	1	0	1
豆腐製造業	14	0	4	1	20
めん類製造業	35	4	3	1	15
そうざい製造業	87	24	9	6	93
かん詰又はびん詰食品製造業	2	0	0	1	0
添加物製造業	6	0	1	1	2

表2 食品製造業等取締条例に基づく許可業種別施設数と監視指導件数

業種	施設数	新規	更新	廃業	監視件数
30年度	1,606	190	128	145	1,277
31(元)年度	1,584	140	123	162	1,322
2年度	1,586	136	133	134	691
行商	1	1	0	0	1
弁当等人力販売業	8	1	2	0	7
つけ物製造業	16	1	2	0	15
製菓材料等製造業	5	0	0	0	2
粉末食品製造業	3	0	0	1	1
そう菜半製品等製造業	12	0	1	2	5
調味料等製造業	18	3	1	2	9
魚介類加工業	6	0	0	1	2
食料品等販売業	1,517	130	127	128	649

表3 食品製造業等取締条例に基づく届出業種別施設数と監視指導件数

業種	施設数	報告件数	廃業	監視件数
30年度	420	42	20	833
31(元)年度	440	45	25	675
2年度	456	22	6	208
卵選別包装業	0	0	0	0
集団給食	456	22	6	208

表4 食品衛生法施行細則第16条に規定する営業等の施設数と監視指導件数

業種	施設数	報告件数	廃業	監視件数
30年度	7,377	4	0	4,362
31(元)年度	7,376	1	2	3,677
2年度	7,377	1	0	962
許可を要しない食品製造業	465	0	0	2
許可を要しない食品販売業	5,841	1	0	915
食器具等製造業及び販売業	908	0	0	34
添加物販売業	163	0	0	11

表5 東京都ふぐの取扱い規制条例に基づく営業施設数と監視指導件数

業種	年度	施設数	新規	廃業	監視件数
ふぐ取扱所	30年度	83	8	7	198
	31(元)年度	77	3	9	238
	2年度	76	7	8	141
ふぐ加工製品取扱届出	30年度	196	27	12	248
	31(元)年度	197	14	13	349
	2年度	194	18	21	184

表6 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づく営業許可施設数と監視指導数

業種	年度	施設数	新規	廃業	監視件数
処理場 (認定小規模処理業者)	30年度	25	0	2	34
	31(元)年度	23	0	2	17
	2年度	21	2	4	39
届出食肉販売業者	30年度	2	1	0	1
	31(元)年度	2	0	0	2
	2年度	2	0	0	3

表7 重点監視施設の内訳

業種	標準監視回数 (※1)	施設数		
		R元年12月末時点	立入延軒数 R3年3月末時点	
飲食店営業	仕出屋(大規模)(※2)	4	23	77
	仕出屋	2	40	43
	集団給食(大規模)(※2)	3	20	28
	すし・すし弁当屋	2	289	379
	弁当屋	2	288	273
	そうざい店	2	332	399
	生食食肉提供施設	2	239	397
	宴会施設(総席数60席以上)	2	70	53
食肉販売業(包装品販売のみの施設を除く)	2	190	283	
魚介類販売業(包装品販売のみの施設を除く)	2	243	282	
食肉処理業	2	44	40	
魚肉ねり製品製造業	2	3	3	
そうざい製造業	2	71	93	
菓子製造業(生菓子)	2	259	205	
アイスクリーム類製造業(ハードタイプ製造施設)	2	8	13	
添加物製造業	2	7	2	
食肉製品製造業	2	10	14	
スーパー、デパート	2	103	144	
食中毒発生施設(前2年)	3	8	21	
集団給食施設 (学校、保育園、病院、社会福祉施設)	2	389	205	
計		2,636	2,954	

※1 年間を通した目標回数

※2 同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上提供する施設

表8 食品等の収去検査

品目	細菌検査		化学検査		輸入食品(再掲)	
	検体数	否又は不良 ()は否の再掲	検体数	否又は不適	検体数	否、不適 又は不良
30年度	854	67 (1)	204	0	74	0
31(元)年度	880	53 (1)	180	0	52	0
2年度	434	31 (0)	91	2	54	2
菓子類	27	0 (0)	13	0	10	0
乳・乳製品等	0	0 (0)	0	0	0	0
アイスクリーム類	0	0 (0)	0	0	0	0
肉卵類及びその加工品	0	0 (0)	8	0	3	0
魚介類及びその加工品	8	1 (0)	6	0	0	0
野菜果物及びその加工品	36	7 (0)	31	1	16	1
冷凍食品	0	0 (0)	0	0	0	0
清涼飲料水	0	0 (0)	3	0	0	0
調味料	0	0 (0)	14	1	11	1
穀類及びその加工品	0	0 (0)	1	0	1	0
そうざい	221	9 (0)	3	0	1	0
弁当類	140	14 (0)	0	0	0	0
おもちゃ・容器包装	0	0 (0)	0	0	0	0
その他	2	0 (0)	12	0	12	0

※ 検査成績判定用語の『否』は、法令に基づく「食品等の規格及び基準」に違反するもの、『不適』は、法令に基づく「表示の基準」に適合しないもの、『不良』は、「大田区食品細菌指導基準」に適合しないものを示す。

表9 現場簡易検査

内訳	検査件数
30年度	2,989
31(元)年度	3,131
2年度	1,454

表10 苦情受付状況

品目	総数	異物混入		カビ	腐敗変敗 異味異臭	有症	施設	その他※
		虫	その他					
30年度	60	4	23	1	9	4	13	6
31(元)年度	19	2	4	1	0	3	3	6
2年度	26	1	3	0	4	7	3	8
菓子類	3	0	1	0	0	0	0	2
乳・乳製品等	1	1	0	0	0	0	0	0
肉卵類・加工品	2	0	0	0	0	0	0	2
魚介類・加工品	2	0	1	0	0	0	0	1
野菜果物・加工品	2	0	0	0	1	1	0	0
冷凍食品	0	0	0	0	0	0	0	0
清涼飲料水	1	0	0	0	1	0	0	0
調味料	0	0	0	0	0	0	0	0
めん類	0	0	0	0	0	0	0	0
弁当・そうざい	4	0	0	0	1	2	0	1
その他の食品	7	0	1	0	0	4	1	1
食品以外	4	0	0	0	1	0	2	1

※その他の内訳：食品の取扱い、期限切れ、表示など

表11 令和2年度の食中毒・感染症関連調査件数・患者数

	調査件数	患者数
食中毒関連	22件	22名
感染症関連	22件	24名

表12 食中毒発生件数・患者数

年度(年)	発生件数	患者数
30年度	6件	238人
(30年)	(4件)	(226人)
31(元)年度	5件	22人
(31(元)年)	(5件)	(32人)
2年度	2件	2,549人
(2年)	(4件)	(2,551人)

表13 令和2年度に発生した食中毒事件の内訳

発生日	原因施設	原因物質	患者数
R2.8.28	飲食店営業(仕出し)	毒素原性大腸菌O25 (毒素産生)	2,548人
R2.11.27	家庭	フグ毒 (テトロドトキシン)	1人

※検査は、東京都健康安全研究センターに委託

表14 令和2年度の不利益処分状況

業種	事由	処分年月日	処分内容
飲食店営業	食中毒	R2.9.7	営業停止(3日間)

表15 令和2年度の違反及び不良食品等の措置

違反食品等の数量確認及び廃棄確認	7件
違反処理等(回収、流通調査)	8件
違反処理等(大田区から他の自治体への調査依頼)	1件
違反処理等(他の自治体から大田区への調査依頼)	7件

表16 都認証施設及び対米関連施設

年度	東京都食品衛生自主管理認証制度	対米輸出水産食品取扱い関連施設
30年度	25施設	2施設
31(元)年度	24施設	2施設
2年度	24施設	2施設

表17 保健所メールの配信状況

事業等	保健所メールによる 情報提供	年度末登録数
30年度	12回配信	1,764
31(元)年度	12回配信	2,059
2年度	13回配信	2,306

表18 食品衛生思想の普及講習会等

対象	回数	参加人数	その他
30年度	79	2,458人	食品衛生パネル展示 2回 食品衛生街頭相談 0回 手洗いキット貸出し 24件
31(元)年度	71	2,248人	
2年度	12	229人	
事業者	9	198人	
消費者	3	31人	

表19 令和2年度の区民・事業者・行政間の意見交換

令和2年度の意見交換会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため実施せず。